

令和 8 年第 4 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 8 年 4 月 28 日 開会
令和 8 年 4 月 28 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 8 年笠間市農業委員会第 4 回定例総会

〔令和 8 年 4 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 5 号 非農地証明願について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告に
ついて
日程第 10 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 5 号 非農地証明願について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告に
ついて
日程第 10 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

出席委員

1 番 深 谷 聡 君 1 1 番 青 木 勝 照 君

2 番	寺 門 博 君	1 2 番	小 沼 祐 君
3 番	込 山 祐 一 君	1 3 番	荻 津 修一郎 君
4 番	三 橋 美 香 君	1 4 番	入 江 保 夫 君
5 番	高 野 尚 夫 君	1 5 番	園 部 孝 男 君
6 番	鶴 田 英 樹 君	1 6 番	鈴 木 明 君
8 番	大 橋 正 義 君	1 7 番	稲野邊 茂 生 君
9 番	高 安 行 男 君	1 8 番	國 谷 博 隆 君
1 0 番	菅 谷 賢 一 君	1 9 番	永 田 良 夫 君

欠 席 委 員

7 番 飛 田 稔 君

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	田 所 裕 美 君

午後 1 時 3 0 分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和 8 年第 4 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により、9 番高安行男委員並びに10番菅谷賢一委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の審議を始める前に、事務局から報告があります。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から報告でございます。

議案に関する報告となります。

4月23日に、農地法第3条買受適格証明願の取下げ願の提出が1件あり、同日付で受理の通知をしましたので御報告いたします。

取下げの理由は、自己資金を急遽ほかのことに使用することになったためとのことです。

このことによりまして、議案書9ページ、議案第5号が削除となります。

また、議案第5号の削除により、以降の日程及び議案番号が繰り上がりますので、よろしくお願いいたします。

なお、タブレットの議案書につきましては、現在、皆さん議案書を開かれているかと思うのですが、議案書（修正）というほうを開いていただいてよろしいでしょうか。修正版でない場合には戻っていただいて再度開いていただくようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時35分休憩

午後1時38分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号37について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大槁正義君） 番号37について現地調査の結果を報告します。

4月20日、調査委員2名、申請人立会いの下、現地調査をしてきました。

申請内容、申請事由、申請地等については、議案書のとおりです。

申請地は、パチンコTODAI 笠間店を笠間市街方面に少し行った左側の農地でした。

譲受人の申請事由は、農業規模拡大のため、譲り受けて耕作することと、譲渡人の事由は、譲受人の要望に応じ譲渡することとです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

周辺環境は、東側、道路、西側、宅地、南側、畑、北側、雑種地でした。

取得後は、栗を栽培するとのことでした。

農業機械、労働力、技術ともに問題はありません。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号38について、議席番号2番、16番委員より調査報告をお願いします。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号38について、調査結果を報告いたします。

4月11日午後2時より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、県道1号線の片庭交差点を宇都宮方面に100メートル行った所を左折し、約1キロメートルほど入った右側にありました。

譲受人の理由は、水戸市内に移住することになった譲渡人から、所有する山林と併せて自宅に隣接する自作の田（現況：畑）に、隣接する土地（現況：畑）を買い受けてほしいとの要請を受けたので、自作地とともに、自家消費の野菜畑として耕作する目的で取得したいそうです。

譲渡人理由は、今年6月に水戸市笠原町に移住するので、山林とともに農地を買い取ってほしいそうです。

取得後の申請地の利用計画は、自家消費用の野菜を栽培する計画です。

この申請について、耕作を目的とした所有権の移転であり、権利関係は売買で、資金は自己資金だそうです。

また、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号39について、議席番号6番、13番委員より調査報告をお願いします。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号39について、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名、譲受人、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、県道30号線、伊勢甚友部スクエアの信号を南に100メートル、北関東自動車道の側道を右折して100メートルほどのところにありました。

譲受人の申請理由は、譲渡人から購入を求められ、自宅や耕作地にも近く、規模拡大を図るため購入するとしております。

譲渡人は、高齢の上、息子も耕作や相続の意思がないため譲りたいとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

耕作地の状況ですが、現地には竹林及び雑木が生えており、一、二年かけて耕作できるようにし、栗を栽培するとのことです。

また、機械、労働力、技術等も問題ないと思われます。

そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号40について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号40について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員と譲受人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスを石岡方面に向かい、福島地区内の信号を右折し、250メートルほど行った右側の3筆の土地です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模の拡大です。

譲渡人は、自宅が遠方にあるため、耕作が困難なので譲渡するとのことです。

農業の従事者が4名で、経営に見合った農機具を保有し、農地を効率的に利用し、耕作する技術を持っています。

申請地の作物は、水稻や栗の栽培です。

自然環境が良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。

権利関係は、贈与になります。

以上の調査結果から、許可相当と判断されますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号41、42について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 番号41、42について、続けて報告いたします。

番号41につきまして、調査結果を報告いたします。

4月24日9時より、指名調査委員2名と推進委員2名と譲受人、譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間第二小学校入口交差点から西へ700メートル行き、左折し、300メートル行き、左折し、100メートル先を左折し、20メートルのところの右側の土地です。

譲受人の事由は、譲渡人からの要望によるものです。

譲渡人の事由は、農地の管理ができないためです。

取得後の申請地は、現在、栗を植えておりますので、栗を栽培するそうです。

農業機械も一式そろえております。

権利関係は、売買です。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号42につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月24日9時30分より、指名調査委員2名と推進委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐自動車道岩間インター入口交差点を東へ700メートル行った左側のところでは、

譲受人の事由は、姉から贈与の申し出があり、十分通作が可能であるので譲り受けることにしました。

譲渡人の事由は、遠方で暮らしており、高齢のために耕作することが難しいので、仕事で農業をしている妹に贈与することにしました。

取得後の申請地は、現在、栗が植えてあるので、栗を栽培するそうです。

農業機械も一式そろえており、関係書類についても完備されておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号37から42につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して、先に審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番三橋美香委員、退場をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 0 分休憩

午後 1 時 5 2 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 1 号、番号37について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 1 号、番号37は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、4 番三橋美香委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 5 4 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く 5 件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く 5 件について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 1 号の 1 件を除く 5 件について、原案のとおり決定いたしました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号13について、議席番号 8 番、17番委員より調査報告を願います。

17番。

○17番（稲野邊茂生君） 番号13につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月20日に、指名調査委員2名と申請人の代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道稲田友部線と北関東自動車道笠間西インターチェンジへ向かう道路の交差点の西側、市営稲田第2住宅の東側の土地になります。

今回の申請につきましては、敷地の拡張ということでございます。農業委員会からの利用意向状況の通知を受け、地目の変更手続がされていないということを知り、改めて4条の申請をするものです。

周辺農地につきましても、西側が宅地、南側が道路、東側、北側は農地となっておりますが、現在、作物が作られていない、管理をされている畑であります。

始末書も添付されており、問題はないと見てまいりました。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号14について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号14につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名、申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、笠間市橋爪にある清浦歯科医院の裏手にありました。

転用事由は、父親が建築した自己住宅に隣接している農業用倉庫を建て直すことになり、調査をしたところ、既存住宅が畑にまたがって建ててあることが判明したために、それを是正するものであります。

始末書のほうも提出されています。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号15について、議席番号9番、18番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（高安行男君） 番号15につきまして調査結果を報告いたします。

4月26日午前9時20分から、指名調査委員と申請人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地につきましては、鴻巣地内から国道50号線に向かう途中、小原神社手前の交差点を右折し、200メートル入った須藤本家株式会社の前に位置する農地であります。

申請地に関しては、西側は道路に面していて、周辺は住宅地であります。

申請人の事由は、住居敷地として通路及び車路として用いるとのことであります。

申請人の宅地は、母屋が南向きにあり、そのほか道路に面した離れの住居が東向きに位置しております。離れの住居は昭和55年8月に建築の際に、宅地への進入路の位置を変えたことにより、隣接する農地の一部を許可を得ないまま通路として使用していました。

申請地は、必要最小限の宅地への転用であります。

転用に当たり、雨水は敷地内自然浸透で、周辺農地への影響はありません。

申請については始末書が添付されており、そのほか関係書類についても完備されております。

以上の調査結果により、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号16について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号16について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員と申請人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、JR岩間駅から上吉影岩間線を岩間消防署方面に向かい、1キロメートルぐらい行った左側の土地です。

申請理由は、取得した農地から隣接地や県道に土や雨水が流出しないよう、コンクリートブロックを設置するためです。

取水及び排水の使用はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音等の影響ありません。

その他、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号16につきましては、用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号、第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについてを議題といたします。

番号2及び3について、議席番号14番委員より調査報告を願います。

14番。

○14番（入江保夫君） 番号2から番号3について御報告いたします。

申請2件とも同一地域であることから、一括報告いたします。

4月20日、指名調査委員全員で現地確認を行いました。

なお、申請代理人とは、電話でやり取りを行いました。

本件は、2025年12月25日付で農地法第5条許可をした案件です。

申請地及び譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請地は、県立笠間高等学校の西側で、涸沼川の西側のところです。

取消理由としましては、当初予定していた太陽光発電施設の経費がかさみ、採算ベースが下回り、事業が難しいとの判断の下、今回の農地法第5条許可取消願をしたとのことです。

申請地の現状は、工事等を行った形跡はなく、昨年12月の現地確認を行ったままの状態です。

以上、報告を終わります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号42について、議席番号14番委員より調査報告をお願いします。

14番。

○14番（入江保夫君） 番号42について御報告いたします。

4月20日、指名調査委員全員と申請代理人とで現地確認を行いました。

申請地及び譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請地は、笠間市にありますいばらき広域農業共済組合笠間支所の前の道路を東に約50メートル進み、その後左折し、また50メートル進んだ左側のところです。

転用目的は、自己住宅の建築とのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

譲受人の理由は、両親と住む住宅を探し、広い敷地に建てたいという思いの中、土地を探していました。

譲渡人は、特に使用していないため、譲受人の要望に応じるとのことです。

現況は、許可を得ないままに碎石等を敷き詰め、駐車場になっていました。この件につきましては、始末書が提出されております。

隣接状況は、東側が道路、西、南側が畑、北側が宅地です。

日照、通風、耕作等への影響はないと思われます。取水は公共水道、汚水、雑排水は公共下水道。雨水排水は、敷地内浸透処理とのことです。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されます。御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号43、44について、議席番号6番、13番委員より調査報告をお願いします。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号43について、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、J A常陸友部集出荷場を西に150メートルほど行ったところにありました。

譲受人申請事由は、今後を見据え、親の介護や所有している土地の管理に協力するため当該地に自己住宅を建設するとしております。

譲渡人は高齢で、農地の管理が困難となっていたため、譲り渡すとしております。

権利関係は、使用貸借権となります。

申請地の状況は、東側が宅地、西側、南側が畑、北側が道路です。取水は市の公共水道。汚水、雑排水は農業集落排水に接続。雨水は敷地内浸透処理となります。

また、現地には隣接する農地に農業用倉庫、砕石敷きとなっている場所があったため、是正するよう指導してまいりました。このことに対して、始末書も追加で添付されております。

そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号44について、調査の結果を報告します。

4月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市橋爪はなさかの信号から北に200メートルほどのところにありました。

譲受人の申請事由は、現在住んでいるアパートが手狭なため、自己住宅を建築するということです。

譲渡人の事由は、娘の要望に応じるということです。

契約の内容は、使用貸借。資金の調達面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は道路、南は畑、西は畑、北側は畑となっており、隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。

取水計画は、市の上水道を接続して使用します。排水計画は、汚水、雑排水については、合併処理浄化槽で処理した後、敷地内浸透処理します。雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号45について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号45について、調査の結果を御報告いたします。

4月24日午前9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してきま

した。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋公民館の東側50メートルぐらいのところにありました。

申請地の権利関係は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、アパートに居住しているが手狭であるため、申請地に住宅を建築するということです。

譲渡人の申請事由は、要望を受け、譲渡するということです。

隣接状況は、東側が道路、西側、南側、北側は宅地です。取水計画は公共上水道、汚水、雑排水は公共下水道。雨水は、浸透ますにて敷地内浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号46、47について、議席番号9番、18番委員より調査報告願います。

18番。

○18番（國谷博隆君） 番号46につきまして、調査の結果を報告します。

4月26日午前8時45分より、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的は、議案書のとおりです。

申請地は、笠間市道友1級1号線の下市原にあります市原地区農業集落排水処理施設から市道を北に入って、1キロメートルぐらい入っていったところを、さらに左に曲がって50メートルぐらい行ったところの右側の畑でした。

現在は、耕作放棄地になっておりました。

譲受人は、現在は借家で暮らしていますが、将来、十分な広さの自己住宅が必要で、申請地の環境が非常によいところなので、ここを選んだということです。

譲渡人は、相手の要望により、売り渡すということでした。

隣接状況は、東側が住宅、西側が山林、南側が道路、北側が山林であります。

権利関係は、売買による所有権移転です。

排水計画は、汚水、雑排水は集落排水処理施設に接続を予定しています。雨水は敷地内浸透処理をするようです。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号47につきまして報告いたします。

同じく4月26日午前8時より、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。

現在は、田んぼで耕作がされておりました。

譲渡人は、耕作ができないので、譲受人の要望に応えるということです。

この案件は、太陽光発電処理施設の申請で2月に申請があった際に、境界がはっきりしなかったので、一度保留したところでした。今回は測量をして、境界杭も復元されましたので、間違いなく敷地境界ははっきりしました。

申請地は、国道50号線上市原の信号を笠間方面に約800メートルぐらい行った先を左側に入った水田です。

隣接地への通風、それから耕作への影響はありません。

東側が道路、西側が水田、南側が水田、北側が農道です。排水計画は、太陽光発電のため、汚水、雑排水は発生しない。雨水は敷地内浸透処理です。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号48から51について、議席番号4番、15番委員より調査報告願います。

15番。

○15番（園部孝男君） 番号48について、調査結果を報告いたします。

4月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。

申請人、申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線のセブン・イレブン笠間下郷店の南の丁字路を八幡碎石工業株式会社のほうに進み、事務所の先を左折して500メートル進んだ右側になります。

譲受人の申請理由は、太陽光発電の事業拡大のためとのことです。

譲渡人については、要望に応じることにしたとのことです。

契約の内容は、売買になります。

隣接地につきましては、東が道路、西が山林、南が畑、北が宅地です。

隣接地の地主に対しては、計画の内容を事前に郵送し、その後、直接訪問をして説明をしたとのことでした。

西側は、山林のため日照が足りないということで、太陽光パネルを一部設置しないとのことですが、雑草対策はしていただかないといけませんので、フェンスに西側だけ出入口を設けるよう指導をいたしました。

また、南側については、畑で傾斜地となっているため、土砂が流れ込む恐れがあるので、除草剤の使用ではなく、草刈りで対応するよう話したところでした。

取水、排水はなく、雨水につきましては、敷地内自然浸透処理です。

太陽光パネルの高さは1.5メートルで、北側の宅地の擁壁よりも低いいため、日照、通風と隣接地への影響はないものと見ております。

関係書類も完備しておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くだ

さい。

続きまして、番号49になります。

4月21日、指名調査委員2名、代理人、譲渡人立会いの上、現地調査をしてまいりました。

申請人、申請地、申請目的等は、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線の旧道を小美玉方面に向かい、愛宕山入口十字路を右折、その先400メートル進んだところの十字路を左折して、200メートル進んだ右側になります。

譲受人につきましては、現在借家住まいなので、自己住宅を建設したいとのことでした。

譲渡人は、譲受人の要望を受けたということです。

契約の内容は、売買になります。

隣接地は、東と南が道路で、西側が宅地、北が水路になっております。北側に水路があるのですけれども、ブロック塀とU字溝で整備されており、境界も確認し、工事の際、水路に土砂が入らないよう注意するよう指導しました。

木造平屋建ての自己住宅を建設する予定となっております。

取水は公共水道、汚水・雑排水が公共下水道、雨水は敷地内浸透処理です。盛土はいたしません。

日照、通風等、隣接地への影響はないものと見てまいりました。

関係書類も完備しておりますので、許可相当と判断されます。よろしく御審議ください。

続きまして、番号50について報告いたします。

4月20日、指名調査委員2名、譲受人、譲渡人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。

申請人、申請地、申請目的は、議案書のとおりです。

申請場所は、岩間駅から県道水戸岩間線を水戸方面に進み、踏切を渡ってすぐ右側の宅地の奥にあります。

譲受人の申請事由ですけれども、実家に隣接している土地で、道路に面している宅地と一体利用をするということで、自己住宅を建設するということです。

譲渡人につきましては、高齢のため耕作が困難なため、譲受人の要望に応じることでした。

契約の内容は、売買であります。

隣接地は、東西南北、全て宅地になっています。

木造平屋建ての自己住宅を建設する予定です。

取水は公共水道、汚水・雑排水が公共下水道、雨水が敷地内浸透処理です。

盛土はしません。

周りが宅地なので、日照、通風等、隣接地への影響はないものと見てまいりました。

関係書類、完備しておりますので、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださ

い。

続きまして、番号51について報告いたします。

4月21日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。

申請人、申請地、申請目的等は議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線から県道南指原岩間停車場線を西へ3.5キロメートル行き、羽梨山神社を左折して500メートル行った左側の道路に面した土地になります。

譲受人につきましては、自己住宅を建てたいということです。

譲渡人につきましては、農地を相続したのですが、自分は自動車修理の自営業を営んでおりまして、農業をしていないので、甥である譲受人に贈与をしたいということでした。

契約の内容につきましては、贈与になります。

隣接地は、東が畑、西が道路、南が畑、北が道路です。東と南の畑は譲渡人の農地で、現在は、まばらではありますけれども栗が植えてあり、草刈り等もされていきました。農業はしていないという話でしたが、今後も草刈り를続けていくよう指導してまいりました。

木造平屋建ての自己住宅を建設する予定です。

取水は公共水道。雑排水は合併浄化槽。雨水が敷地内自然浸透です。

南側が下がっている傾斜地のため、盛土をするとのことでしたので、改良土を使用しないこと、南側が畑のため、砂利等が侵食しないよう土留めをすることを指導いたしました。

日照、通風等、隣接地への影響はないものと判断しております。

関係書類について完備しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局長より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号44及び51につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号43につきましては、インターチェンジの出入口から300メートル以内の農地であるため、また、番号49及び50につきましては、用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定しました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号2について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号2について、調査の結果を報告いたします。

4月24日午前9時20分より、指名調査委員2名で申請地を調査してきました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、南友部の信号を北へ50メートル行ったところを左折して、400メートル入った西側にありました。

申請地は、20年以上前から宅地として使用しており、非農地であることを確認してきました。

市の課税証明書も、登記地目は畑ですが、平成18年度より現況地目宅地の課税になっておりました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号3について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号3番について、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、タカノフーズ西側の丁字路を西に20メートル、南に50メートルほどのところにありました。

現状、アスファルト舗装されており、農地でないことを確認してまいりました。

以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページになります。

農地中間管理事業により、公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が2件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が2件となります。合計4筆、1万4,108平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書10ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 議案第6号（機構・受け手間契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、

当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号（機構・受け手間契約）の番号3について審議いたします。

審議が終了するまでの間、12番小沼 祐委員、退場をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時27分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号（機構・受け手間契約）の番号3について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（機構・受け手間契約）の番号3は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、12番小沼 祐委員、入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号（機構・受け手間契約）の1件を除く1件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号（機構・受け手間契約）の1件を除く1件について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（機構・受け手間契約）の1件を除く1件について、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が2件となります。合計4筆、5,119平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書11ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（一括契約）は原案のとおり決定されました。

報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号1について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号1について、調査結果を報告します。

4月22日、指名調査委員2名、代理人の立会いの上、現地を調査してまいりました。

届出人、届出地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、笠間市橋爪清浦齒科の裏手にあります。面積2,711平方メートルのうち、166平方メートルを農業用倉庫として使用するものです。

設置場所周辺は、宅地と畑で、特に問題はないと見てまいりましたので、報告します。
以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第4条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、13ページから14ページになります。

番号6は、経営移譲のため、合意を解約するものです。

番号7は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号8は、自己貸借契約の解除のため、合意を解約するものです。

14ページになります。

番号9は、所有者が自作するため、合意を解約するものです。

報告については、以上となります。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号6について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（青木勝照君） 番号6につきまして、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員と申請人の代理人である笠間市建設課職員2名の立会いの上で現地調査を行いました。

届出地は、岩間支所から南に300メートルぐらい行ったところにある岩間第一幼稚園の東側の土地です。

届出地につきましては、届出どおりに改良行為が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和8年第4回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時36分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

9 番 委 員

10番 委 員